

沿岸広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成25年6月25日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 路線名 有芸田老線

2 供用開始の区間

- (1) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨44番地先から28番2地先まで
- (2) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨28番2地先から26番3地先まで
- (3) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨22番3地先内
- (4) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨23番1地先から22番3地先まで
- (5) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨50番1地先から22番1地先まで
- (6) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨2番4地先内
- (7) 下閉伊郡岩泉町下有芸字目倉梨2番4地先から2番1地先まで
- (8) 下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛82番1地先内
- (9) 下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛78番1地先内
- (10) 下閉伊郡岩泉町下有芸字肘葛64番3地先から66番地先まで
- (11) 下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑28番1地先から6番地先まで
- (12) 下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑6番地先から25番10地先まで
- (13) 下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑91番地先内
- (14) 下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑91番7地先から91番地先まで
- (15) 下閉伊郡岩泉町下有芸字白石畑91番地先内

3 供用開始の期日 平成25年6月25日

4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成25年6月25日から同年7月25日まで